【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月30日
【会社名】	南総通運株式会社
【英訳名】	NANSO Transport Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　中　村　隆　則
【本店の所在の場所】	千葉県東金市東金582番地
【電話番号】	(0475)54－3581 代表
【事務連絡者氏名】	取締役副社長管理本部長　　今　井　利　彦
【最寄りの連絡場所】	千葉県東金市東金582番地
【電話番号】	(0475)54－3581 代表
【事務連絡者氏名】	取締役副社長管理本部長　　今　井　利　彦
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【提出理由】

当社は、平成28年６月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

①イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金16円　　総額79,681,808円

ロ 効力発生日

平成28年６月30日

②その他剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　　　500,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　500,000,000円

第２号議案 定款一部変更の件

①変更の目的

取締役、監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、また社外取締役、社外監査役にふさわしい人物の確保を容易にするため、会社法第426条及び第427条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款第29条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

②変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　　　（下線部は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第29条～第38条 （条文省略）	第30条～第39条 （現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
（条文省略）	第41条～第48条 （現行どおり）

第３号議案 取締役１名選任の件

取締役として菅野茂徳氏を選任するものであります。

第４号議案 監査役１名選任の件

監査役として秋葉正幸氏を選任するものであります。

第５号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます川口順司氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	3,960	7	0	(注)１	可決 99.82
第２号議案 定款一部変更の件	3,960	7	0	(注)２	可決 99.82
第３号議案 取締役１名選任の件 菅野　茂徳	3,951	16	0	(注)３	可決 99.60
第４号議案 監査役１名選任の件 秋葉　正幸	3,951	16	0	(注)３	可決 99.60
第５号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件	3,957	10	0	(注)１	可決 99.75

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。